協働環境委員会資料
平成29年6月22日提出

熊本地震に伴う熊本市災害廃棄物の受入状況表

日付	受入量（t）	受入車両台数（台）	ごみ搬入量（t）	震災ごみ比率	日付	受入量（t）	受入車両台数（台）	ごみ搬入量（t）	震災ごみ比率
4月1日（土）	―	―	―	―	5月1日（月）	12.95	2	172.38	7.51%
4月2日（日）	―	―	―	―	5月2日（火）	11.08	2	151.62	7.31%
4月3日（月）	―	―	142.80	―	5月3日（水）	―	―	22.94	―
4月4日（火）	―	―	122.85	―	5月4日（木）	―	―	89.35	―
4月5日（水）	―	―	21.81	―	5月5日（金）	―	―	88.63	―
4月6日（木）	―	―	92.14	―	5月6日（土）	―	―	―	―
4月7日（金）	―	―	89.56	―	5月7日（日）	―	―	―	―
4月8日（土）	―	―	―	―	5月8日（月）	14.11	2	181.76	7.76%
4月9日（日）	―	―	―	―	5月9日（火）	9.94	2	139.64	7.12%
4月10日（月）	9.75	1	149.08	6.54%	5月10日（水）	14.73	2	38.12	38.64%
4月11日（火）	13.98	2	130.98	10.67%	5月11日（木）	11.69	2	104.98	11.14%
4月12日（水）	8.50	1	31.26	27.19%	5月12日（金）	12.51	2	107.20	11.67%
4月13日（木）	7.77	1	107.20	7.25%	5月13日（土）	―	―	―	―
4月14日（金）	7.89	1	107.79	7.32%	5月14日（日）	―	―	―	―
4月15日（土）	―	―	―	―	5月15日（月）	14.98	2	167.63	8.94%
4月16日（日）	―	―	1.90	―	5月16日（火）	11.18	2	136.62	8.18%
4月17日（月）	6.47	1	152.97	4.23%	5月17日（水）	12.07	2	34.38	35.11%
4月18日（火）	5.74	1	133.72	4.29%	5月18日（木）	9.65	2	107.63	8.97%
4月19日（水）	5.69	1	31.57	18.02%	5月19日（金）	12.00	2	107.84	11.13%
4月20日（木）	5.72	1	107.72	5.31%	5月20日（土）	―	―	―	―
4月21日（金）	6.58	1	109.45	6.01%	5月21日（日）	―	―	1.48	―
4月22日（土）	―	―	―	―	5月22日（月）	11.64	2	154.67	7.53%
4月23日（日）	―	―	―	―	5月23日（火）	10.19	2	131.41	7.75%
4月24日（月）	16.34	2	164.08	9.96%	5月24日（水）	11.49	2	35.91	32.00%
4月25日（火）	10.58	2	151.08	7.00%	5月25日（木）	9.96	2	100.44	9.92%
4月26日（水）	13.05	2	40.58	32.16%	5月26日（金）	11.88	2	107.43	11.06%
4月27日（木）	12.47	2	109.06	11.43%	5月27日（土）	―	―	―	―
4月28日（金）	13.99	2	107.33	13.03%	5月28日（日）	―	―	―	―
4月29日（土）	―	―	―	―	5月29日（月）	13.63	2	156.14	8.73%
4月30日（日）	―	―	―	―	5月30日（火）	10.77	2	131.67	8.18%
			―	―	5月31日（水）	12.63	2	25.94	48.69%
4月計	144.52	21	2,104.93	6.87%	5月計	239.08	40	2,495.81	9.58%
累計	144.52	21	2,104.93	6.87%		383.60	61	4,600.74	8.34%

協働環境委員会資料
平成29年6月22日提出

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に係る携帯電話等の回収について

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の約5000個の金・銀・銅メダルを全国各地から集めたリサイクル金属で作る国民参画型のプロジェクトで、 東京2020大会をきっかけに、持続可能社会の仕組みを作る取り組みです。（ 主催：東京2020組織委員会）

飯塚市は、下記のとおり市役所本庁舎等において、使用済み携帯電話等の回収を行い、本プロジェクトに協力することとしました。

記

1　回収受付期間　平成29年6月末ごろ～平成31年春頃まで（予定）

2　回収受付場所　環境整備課、飯塚市クリーンセンター、各支所市民窓口課

3　回収受付品目　携帯電話、スマートフォン

4　回収方法
- 各受付窓口にプロジェクト事務局が作製した専用回収ボックスを設置します。
- 市民の皆様が持参された、不要となった携帯電話やスマートフォンを受取り、破砕処理をして専用ボックスに投函します。
- 受け付けた携帯電話等は、本プロジェクトに協力している認定事業者に引き渡し、入賞メダルの作製に引き継ぎます。

5　市民への周知方法
- 市ＨＰでの掲示や、市報、隣組回覧、及び報道機関の協力を得て、市民の皆様に参加を呼びかけます。

6　お問合せ及び担当窓口　環境整備課・環境対策課

国保改革の概要について

〔厚生労働省作成資料〕（一部修正）

国保制度改革の概要（公費による財政支援の拡充）

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充（約500億円）に加え、
毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額（約3兆円）の1割を超える規模

※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

＜平成27年度から実施＞

○ **低所得者対策の強化**のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充**（約1,700億円）**

＜平成30年度から実施＞（毎年約1,700億円）

○**財政調整機能の強化**（財政調整交付金の実質的増額）
○**自治体の責めによらない要因**による医療費増・負担への対応
（精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者 等）
} 700～800億円

○**保険者努力支援制度**・・・**医療費の適正化に向けた取組等に対する支援**　700～800億円

○**財政リスクの分散・軽減方策**（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応 等）　等

・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等（平成27年度200億円⇒平成28年度400億円⇒平成29年度約1,400億円）
・**平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分**

○ あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

〔厚生労働省作成資料〕

国保制度改革の概要（運営の在り方の見直し）

○**平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割**を担い、制度を安定化

- 給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- 都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

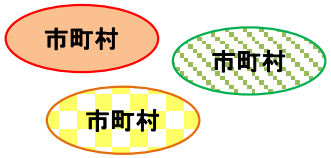

（構造的な課題）
- 年齢が高く医療費水準が高い
- 低所得者が多い
- 小規模保険者が多い

- **国の財政支援の拡充**
- **都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす**

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割

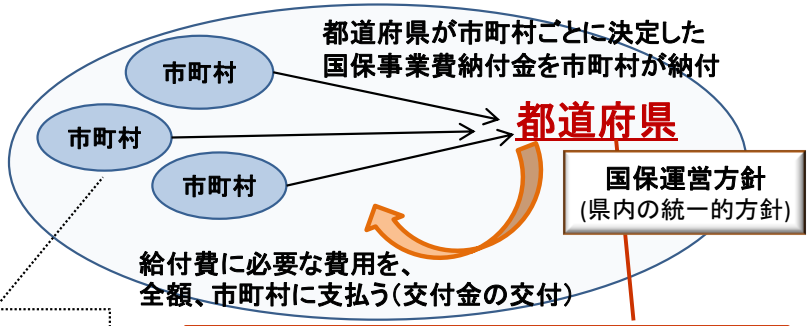

- 資格管理（被保険者証等の発行）
- 保険料率の決定、賦課・徴収
- 保険給付
- 保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの
※保険料率は市町村ごとに決定
※事務の標準化、効率化、広域化を進める

- 財政運営責任（提供体制と双方に責任発揮）
- 市町村ごとの納付金を決定
  市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- 市町村ごとの標準保険料率等の設定
- 市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- 市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

〔厚生労働省作成資料〕

改革後の国保の運営に係る都道府県と市町村それぞれの役割

改革の方向性		
1. 運営の在り方 （総論）	○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4．と5．も同様	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行）
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 （データヘルス事業等）

〔厚生労働省作成資料〕

国保制度改革の主な流れ （イメージ）

	改正法の成立（平成27年5月27日） ～	～ 平成29年度	平成30年度
国	○ 低所得者の多い保険者への財政支援（＋約1,700億円） ○ 地方向け説明会の開催 ○ 厚生労働省と地方との協議（制度・運用の詳細について）※27年7月に協議再開 ◇政省令等の制定 ○ 新システムの設計・開発		新制度の施行 ○ 医療費適正化等に積極的に取り組む保険者への財政支援（＋約1,700億円）
都道府県	現場意見 ○ 各都道府県で、都道府県と市町村との協議の場を設置	○ 地域の実情を踏まえ、・各市町村の納付金の額の算定ルール・国保の運営方針等を検討・決定 ○ 平成30年度の各市町村の納付金の額や、標準保険料率を検討・決定 ◇ 新システムの導入、現行システムの改修 ◇ 業務体制等の見直し ◇ 条例改正 等	都道府県による財政運営
市町村	現場意見	◇ 平成30年度の保険料率を検討・決定	

スケジュール（案）

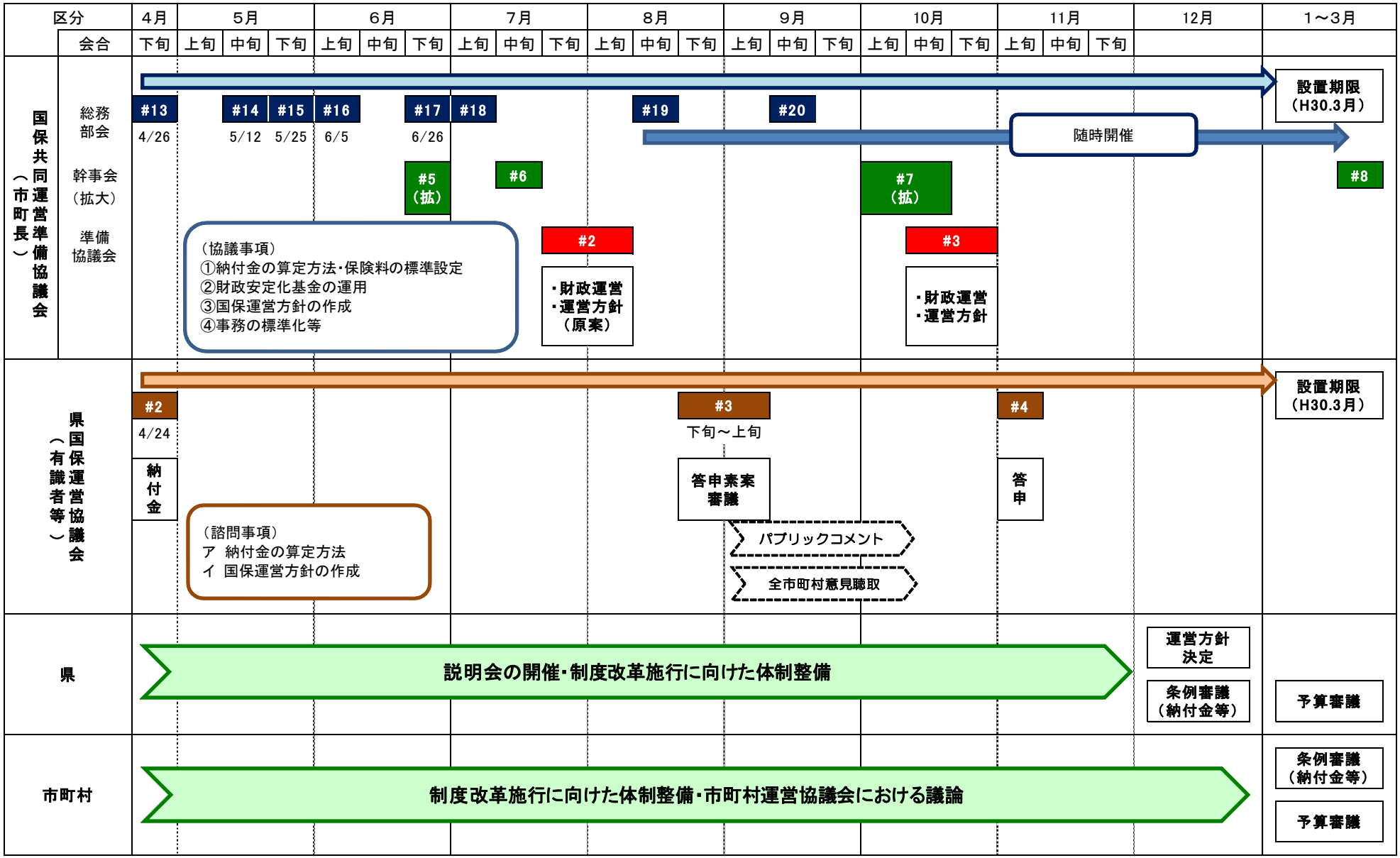

※ 厚生労働省資料を基に、県が作成した想定スケジュールであり、今後の国の検討状況、各種通知の発出状況等により、変更されるものである。

平成28年度コミュニティ交通利用状況について

協働環境委員会提出資料
平成29年6月22日提出

【1】予約乗合タクシーについて

（1）運行状況

①運行地区及び使用車両台数

上段：運行地区　下段：使用車両台数							合計
飯塚東・庄内	筑穂	鎮西	二瀬	幸袋	頴田・鯰田	穂波	8地区
1	3	2	1	1	1	2	11台

②運行日・運行時間

(A)年間運行日数　242日　（平日運行（土日祝日・8/13～15・年末年始(12/29～1/3)を除く）　）

(B)1日当たり運行時間　8時間　（8:00～17:00（車両毎に昼の1時間休憩あり））

（2）利用者登録数

①市全体（年次推移）　（人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者登録数	5,707	7,852	8,698	9,347	10,038
前年度比較	—	2,145	846	649	691

②地区別状況　（人）

地区名	飯塚東	庄内	筑穂	鎮西	二瀬	幸袋	鯰田	頴田	穂波	飯塚・立岩・菰田	市外	累計
利用者登録数	431	758	1,933	1,049	1,348	945	396	606	2,308	187	77	10,038

（3）利用者数

①　市全体(年次推移)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数（人）	23,903	36,846	42,721	42,791	43,133
利用者数の前年度比較（人）	—	12,943	5,875	70	342
1日平均利用者数（人）	98.8	152.9	177.3	177.6	178.2
1日平均利用者数の前年度比較（人）	—	54.1	24.4	0.3	0.6
運行日数（日）	242	241	241	241	242

②　地区別状況（平成28年度）　（人）

	飯塚東	庄内	筑穂	鎮西	二瀬	幸袋	鯰田	頴田	穂波	合計
利用者数	652	3,292	10,254	6,272	6,902	2,905	889	2,168	9,799	43,133
1日平均利用者数	2.7	13.6	42.4	25.9	28.5	12.0	3.7	9.0	40.5	178.2

【2】コミュニティバスについて

（1）運行状況

路線名	運行地区	1日あたり運行便数	1日のべ停車バス停数	運行日
頴田・飯塚線	頴田・鯰田・幸袋・二瀬・鎮西・穂波・飯塚	6	101	平日運行 242日
庄内・飯塚線	庄内・飯塚東・菰田・穂波・飯塚	6	64	
筑穂・飯塚線	筑穂・穂波・飯塚	7	83	

（2）利用者数

①市全体（年次推移）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数（人）	18,876	18,490	20,160	20,863	22,723
利用者数の前年度比較（人）	—	△ 386	1,670	703	1,860
1日平均利用者数（人）	78.0	76.7	83.7	86.6	93.9
1日平均利用者数の前年度比較（人）	—	△ 1.3	6.9	2.9	7.3
運行日数（日）	242	241	241	241	242

② 路線別状況（平成28年度）　（人）

頴田・飯塚線		庄内・飯塚線		筑穂・飯塚線		合計	
合計	1日平均	合計	1日平均	合計	1日平均	合計	1日平均
4,850	20.0	4,342	17.9	13,531	55.9	22,723	93.9

【3】街なか循環バスについて

（1）運行状況

路線名	運行地区	1日あたり運行便数	1日のべ停車バス停数	運行日
街なか循環線	中心市街地	5	60	月～土曜日運行 291日
川島線	川島・片島・中心市街地	2	36	
菰田線	菰田・中心市街地	2	40	

（2）利用者数

①市全体（年次推移）

	平成27年度	平成28年度
利用者数（人）	11,859	11,028
利用者数の前年度比較（人）	—	△ 831
1日平均利用者数（人）	40.8	37.9
1日平均利用者数の前年度比較（人）	—	△ 2.9
運行日数（日）	291	291

② 路線別状況（平成28年度）　（人）

街なか循環線		川島線		菰田線		合計	
合計	1日平均	合計	1日平均	合計	1日平均	合計	1日平均
3,924	13.5	4,125	14.2	2,979	10.2	11,028	37.9

平成２９年５月８日

飯塚市長　　片　峯　　誠　様

体育館等施設整備検討委員会
委員長　　樺　島　典　仁

飯塚第１体育館等の施設整備に関することについて（答申）

平成２８年６月３０日に諮問を受けた飯塚第１体育館及び第２体育館の建替え又は改修に係る基本的計画について、飯塚市体育館等施設整備検討委員会規則第２条の規定に基づき慎重審議を重ねた結果、下記のとおり答申しますので、体育館等の建設にあたり十分反映されるよう切望いたします。

記

１. 飯塚第1体育館及び飯塚第2体育館の建替え又は改修の方向性について

飯塚第１体育館は、隣接する第２体育館とともに建て替えが望ましい。

（理由）

①現飯塚第１体育館は、昭和５６年に制定された新耐震基準以前の建築物であることを踏まえると、耐震基準を充足しておらず、また老朽化も著しく、バリアフリーに配慮した施設となっていないため。

②築４４年が経過しており、耐震補強及び大規模改修を行っても、一般的には、耐用年数は２０年程度しかないことから、市の今後の長期的な財政支出等を考慮すると、建て替えることが望ましいため。

③大規模改修を行っても、現飯塚第１体育館で開催する大規模・中規模大会時の駐車場が不足しているなど、運営に支障が多い状況は解消できないため。

④大規模改修は、エレベーターの新設や空調等の設備関係を更新することで、問題解消はできると考えられるが、現状の建造物を使用することから、耐震壁の設置や、エレベーターの新設等バリアフリーへの対応を考えると、有効床面積は現状より狭くなり、競技面積や必要な諸室等が縮小するため。さらに、有効床面積の縮小により、避難所として新たな防災拠点機能を付加できないなどの支障が生じるため。

⑤市の中央体育館としての位置づけを持つ飯塚第１体育館を建替えるにあたり、現第1体育館に隣接しサブアリーナとしての機能を持つ現飯塚第２体

育館は、新耐震基準以降の建築物であり耐震基準は充足しているものの老朽化が著しく、近々中に大規模改修が必要であることを踏まえると、第１体育館とともに建替えが望ましいため。

2. 新体育館の基本的な考え方について

新体育館を建設するにあたり、基本となる考え方について、次のとおりとしたので、十分考慮されたい。

①市民の日常的なスポーツ活動ができる体育館であること。

飯塚市の中核的なスポーツ拠点施設として、市民のだれもが生涯にわたり、それぞれの体力や年齢、技術、趣味、目的に応じて、体力づくりから本格的な競技やスポーツに至るまで、多様なスポーツやレクリエーションに親しむことができる体育館であること。

②各種スポーツ大会が開催できる体育館であること。

さまざまな競技団体のスポーツ大会や競技大会に、日頃の成果を発揮できる機会を提供できる体育館であること。

③スポーツ観戦やスポーツの楽しさを実感できる体育館であること。

スポーツイベント等各種イベントを通じて、スポーツの楽しさや感動を味わえる体育館であること。

④地域スポーツに取り組む競技団体や個人が交流できる体育館であること。

地域に密着したスポーツに取り組む様々な競技団体や個人が、日頃のミーティングや研修などに活用でき、お互いの活動内容や大会、イベント等の情報共有を行うなど、スポーツを通じて市民の交流を促進する体育館であること。

⑤一人でも団体でも気軽に利用できる体育館であること。

トレーニングやフィットネス、ニュースポーツ、各種競技・イベントなど、一人でも同じ目的をもった仲間同士でも気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーションの場を提供できる体育館であること。

⑥だれもが訪れやすく、愛着と親しみが持てる体育館であること。

飯塚市の中心的体育施設として、各種競技大会やイベント等において、市民はもちろん、県内外等からも訪れやすい体育館であること。

⑦人や環境にやさしい体育館であること。

誰もが使いやすく安心で安全な施設となるように、ユニバーサルデザインを取り入れ、高齢者や障がい者等にやさしい配慮となるようバリアフリー化された体育館であること。

⑧災害時の避難施設として安全で安心な体育館であること。

どこでも起こりうる地震や自然災害等が発生した場合は、避難所として活

用できるように、防災関連物資等の保管や、耐震構造において災害に強い体育館であること。

３. 新体育館の規模及び機能について

新体育館の基本的な考え方に基づき、新体育館は、省エネルギー・環境保護・長寿命化に配慮し、維持管理のしやすさを確保しつつ、ライフサイクルコスト（建設から維持管理、解体までの全てにかかる費用）の低減を図るよう配慮したうえで、次のような規模・機能を求める。

◆規模について

新体育館の規模については、次のことに考慮したうえで、適正規模を検討されたい。

・限られた財源と公共施設等の基本的な方針等がある中において、類似団体等を参考に、本市の人口規模に見合った規模の体育館を求める。

・最低限、次に掲げた機能を有するような規模とし、利用者の使い勝手がよく、効率の良い規模の体育館を求める。

・現在市内で開催されている各種スポーツ大会をできるだけ分散して開催することなく、スムーズかつ安全に開催できるような規模の体育館を求める。

◆機能について

各施設の機能については、次のとおりとする。

（１）メインアリーナ

・市民大会や競技団体によるスポーツ大会、県内高校総体等の大きな大会や各種イベント等の会場として使用できるスペースと機能を備えるものとする。

・競技フロアの大きさは、現在の飯塚第１体育館アリーナ（ステージの広さ含む）程度とし、バスケットボールコート３面、バレーボールコート（６人制）３面の広さを確保すること。

・災害時における避難所として、屋根や柱の構造体の耐震性を有するのは当然であるが、窓や天井等の非構造部材についても耐震性を有するようにすること。

（２）サブアリーナ

・Ｖリーグ等のスポーツ興行で、設置が必須となっているサブアリーナを設置すること。

・競技フロアの大きさはバスケットボールコート公式１面、バレーボールコート（６人制）公式１面とし、コート外周部は安全性を十分考慮した広さを確保すること。

・武道場の併設が望ましいが、不可能な場合は、サブアリーナを多目的アリ

ーナとして、柔道、剣道はもちろん、他の武道にも使用可能なアリーナとすること。

（３）武道場

・武道場の併設を希望する。以下、（２）サブアリーナと同様とする。

・老朽化し、大規模改修が必要な現飯塚市弓道場を新体育館建設の際に併設することで集約化を図ること。

（４）観客席

・現在の観客席は固定席として１，５６４席が確保されているが、通常利用はあまりない。興行スポーツ等で必要な場合は、可動席を設けることで対応するなど検討すること。

・１階のメインアリーナと２階の観客席との移動がしやすいよう動線に配慮すること。

（５）天井高

・各種公式試合が可能な高さを確保する（１２．５ｍ以上）こと。

（６）ステージ

・ステージは可動式（収納型もしくは折りたたみ型）で対応すること。

（７）トレーニングルーム

・市民が一人でも気軽に体力づくりができる場所として、トレーニングルームを設置すること。

・トレーニング室は、競技力向上のための筋力トレーニングや、体力向上を目的としたトレーニングができる運動器具を設置すること。

（８）ランニングコース

・ウォーミングアップやクールダウン、雨天や冬季の運動する場の確保、また「個人のスポーツの場」として、室内ランニングコースを設置すること。

（９）空調

・中体連や興行スポーツ等では必須となっている空調設備があること。その際は、各種競技環境に配慮し、自然換気等を考慮すること。

・設置するにあたっては、省エネルギーの導入や維持管理コストを最大限考慮し、経済効率の高いものとし、使用料についても十分配慮すること。

（10）照明・外光

・各種公式競技が開催できるような照度を確保すること。

・バドミントンや卓球では照明が目に入ることを防ぐため、照明に角度をつけるなどの配慮をすること。

・外光の完全遮断機能（遮光カーテンや暗幕カーテンなど）付きであること。

（11）音響設備

・基本コンセプトに鑑み、スポーツイベント・興行等（アナウンス、ＣＤ演奏等）に耐え得る音響設備とすること。なお、文化事業及びコンサート等に必要な高出力等の音響システムは考慮しない。

（12）付帯設備

・トイレ、多目的トイレ、更衣室、シャワー室、用具庫、事務室等は、施設の規模、使用頻度等を十分考慮し、それに応じた適切な数、広さを確保するとともに利便性に優れたものとすること。

・幼児を同伴する利用者や高齢者の利用にも配慮したキッズルームや多目的ルームを設置すること。

・会議室は、可動間仕切り等により少人数でも多人数でも対応できるようにすること。

（13）バリアフリー

・高齢者や障がい者の利用も考慮し、設備は可能な限りバリアフリー化するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れること。

・エレベーターの設置をすること。

（14）共用部分

・玄関ロビーは、市民や体育館の利用者がミーティングや談話等で気軽に交流が図れる広さと開放性を確保すること。

（15）駐車場・駐輪場

・公共交通機関等を利用することを求めるが、現状の車社会を考慮し、各種スポーツ大会やイベント等において、体育館利用者が駐車できるよう十分なスペースを確保すること。同時に、自転車やオートバイ等での来館者のための駐輪場を設置すること。

・身障者駐車場や駐輪場は、雨天時を考慮し屋根付とするなどの配慮を行い、玄関へのアプローチがスムーズに確保できるようにすること。

・身障者駐車場は、車いす等での乗降を考慮し、車間距離が十分とれるよう配慮すること。

（16）防災倉庫等

・災害時には、市の中心的な避難所としての機能が果たせるよう、防災担当部署とも連携し、備蓄倉庫・設備・備品について十分考慮すること。

（17）その他

・体育館の施設内に砂や泥等が入り込まないよう、土足マット等の設置について配慮すること。なお、全館土足厳禁とするか、アリーナのみ土足厳禁とするかは、他市の事例等を参考にして効率の良い方法を検討すること。

4 費用と財源について

上記において、新体育館で必要と思える最低限の機能、規模等について提言したが、実現に当たっては相応の資金が必要となるため、今後の本市の財政状況に極めて強い影響を与える。

一方で、近年の本市の財政状況を鑑みると、限りある市の財源を最大限市民のために有効に活用する上で、本計画における市財源からの支出を可能な限り抑えることが望まれる。従って、できるだけ国県補助金等の財源を研究し、将来に負担を残さないように努める必要がある。

市民のだれもが利用し、真に造ってよかったと思えるような体育館の建設を強く希望する。

【付帯意見】

新体育館の建設候補地について

新体育館の建設候補地選定については、本委員会の所掌事務ではないものの、市より市有地の中から以下の５つの候補地案が示された。

候補地に関しては委員の関心が高く、多数の意見が出され、下記のとおり意見を取りまとめたので、体育館建設地の選定の際には本意見を十分考慮していただきたい。

〈市が提示した５つの候補地〉

①飯塚市吉北地内　「健康の森公園周辺敷」

②飯塚市鯰田地内　「市民公園広場周辺敷」

③飯塚市仁保地内　「筑豊ハイツ周辺敷」

④飯塚市平恒地内　「Ｂ＆Ｇ海洋センター周辺敷」

⑤飯塚市菰田地内　「地方卸売市場敷」

〈建設地についての意見〉

・公共交通等の利便性が高く、多くの市民の方や広域からの利用がしやすい立地であること。

・用地取得や造成など、多額の費用を要しない建設容易な立地であること。

・十分な駐車場を確保できる立地であること。

・他の体育施設等にある施設・機能等を集約、あるいは利活用できる場所を選定するよう考慮すること。

・既存の体育施設等との連携がしやすい立地であること。

・周辺環境にも十分配慮した立地であること。

・災害時における防災拠点としての安全性が見込める立地であること。

【添付資料】

1　検討の経過

	期日	主な検討内容等
第１回	（平成28年） ６月３０日	・委嘱状の交付 ・委員長及び副委員長の選任 ・飯塚市体育館等施設整備検討委員会規則について ・第二次飯塚市公共施設等のあり方に関する基本方針について ・飯塚第１体育館及び第２体育館の現状等について ・市内屋内体育施設の現状等について
第２回	７月２８日	・飯塚第１体育館及び第２体育館の建替え又は改修の方向性について ・新体育館のコンセプト等について
第３回	８月３０日	・飯塚第１体育館及び第２体育館の建替え又は改修の方向性について（中間報告案） ・新体育館の規模・機能等について
―	９月７日	中間報告
第４回	１０月１４日	・先進地視察（久留米市みずま総合体育館）
第５回	１０月２６日	・新体育館の機能等について ・新体育館の建設候補地及び市内屋内体育施設の集約化について
第６回	（平成29年） ３月１３日	・新体育館の建設候補地について ・財源等について ・新体育館の規模・機能等について

2　飯塚市体育館等施設整備検討委員会規則

飯塚市体育館等施設整備検討委員会規則

（趣旨）

第1条　この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例（平成18年飯塚市条例第21号）第3条の規定に基づき、飯塚市体育館等施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条　委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)　飯塚第１体育館等の建替え又は改修の方向性に関すること。

(2)　飯塚第１体育館等の建替え又は改修に係る基本的計画に関すること。

(3)　その他飯塚第１体育館等の建替え又は改修に関して、市長が特に必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条　委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員18人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 自治会連合会理事会より推薦された者

(3) 関係団体より推薦された者

(4) 公募による者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条　委員は、第2条に規定する諮問に係る事務が終了したときは、解職されるものとする。

2　委員が委嘱されたときにおける当該身分又は要件を欠くに至ったときは、その委員は解職されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条　委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条　会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条　委員会の会議は公開とする。ただし、飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)第8条各号の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(専門的協議機関の設置)

第9条　委員会は、第2条に掲げる事項について専門的な協議及び検討を行う機関を置くことができる。

(庶務)

第10条　委員会の庶務は、こども・健康部体育施設再編整備室において処理する。

(委任)

第11条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

３　検討委員会委員

飯塚市体育館等施設整備検討委員会　委員名簿

No.	役　職	氏　　名	所　　属	備　　考
1	委員長	樺　島　典　仁	行財政改革推進委員会	
2	副委員長	小　池　　博	近畿大学産業理工学部 建築・デザイン学科	
3	委　員	水ノ江　　廣	自治会連合会	
4	〃	逢　坂　忠　男	自治会連合会	
5	〃	渡　辺　康　臣	自治会連合会	
6	〃	江　島　康　博	自治会連合会	
7	〃	小　松　健　一	自治会連合会	
8	〃	山　本　利　幸	自治会連合会	
9	〃	赤　間　公　輔	飯塚市体育協会	
10	〃	岡　松　妙　子	飯塚市スポーツ推進委員協議会	
11	〃	中小原　知　子	飯塚市バドミントン連盟	
12	〃	瓜　生　恵　美	飯塚市ママさんバレーボール連盟	
13	〃	長　野　文　彦	飯塚市剣道協会	
14	〃	山　下　博　子	市民公募	
15	〃	北　村　美佐子	市民公募	
16	〃	椋　本　泰　子	市民公募	
17	〃	山　崎　　博	市民公募	